

■ 届出が必要な施設について

騒音規制法、振動規制法で規定されている**特定施設**、余市町公害防止条例で規定されている**届出施設**を設置する場合は事前の届出が必要となります。下記の表には、届出が必要な施設の**主なもの**を載せています。詳細については役場環境対策課までお問い合わせください。

① 騒音発生施設(特定施設)

- ・ 騒音規制法に基づく施設(騒音規制法施行令別表第1より抜粋。)

項番号	施設名	要件(施設・規模)	
1. イ	金属加工機械	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上)	
1. ロ		製管機械	
1. ハ		ベンディングマシン(ロール式で原動機の定各出力が3.75kW以上)	
1. ニ		液圧プレス(矯正プレスを除く)	
1. ホ		機械プレス(呼び加圧能力が294kN(30重量トン)以上)	
1. ヘ		せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上)	
1. ト		鍛造機	
1. チ		ワイヤーフォーミングマシン	
1. リ		ブラスト(タンブラスト以外のもの。密閉式のものを除く。)	
1. ヌ		タンブラー	
1. ル		切断機(と石を用いるものに限る。)	
2		空気圧縮機、送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上	
4	織機	原動機を用いるものに限る。	
5. イ	建設用資材製造用機械	コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上)	
5. ロ		アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上)	
6	穀物用製粉機	ロール式で、原動機の定格出力が7.5kW以上	
7. イ	木材加工機械	ドラムパッカー	
7. ロ		チップパー(原動機の定格出力が2.25kW以上)	
7. ハ		碎木機	
7. ニ		帯のこ盤	製材用は原動機の定格出力15kW以上木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上
7. ホ		丸のこ盤	
7. ヘ		かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上)	
8	抄紙機		
9	印刷機械	原動機を用いるもの	
10	合成樹脂射出成形機		
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	

② 騒音発生施設(届出施設)

- ・ 余市町公害防止条例に基づく施設(余市町公害防止条例施行規則別表第1より抜粋。)

番号	施設	規模
(1)	金属加工の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 平削盤 イ 型削盤 ウ 研磨機(グラインダー) エ 高速切断機 オ 旋盤	原動機の定格出力が0.75kW以上のもの
(2)	空気圧縮機	原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のもの
(3)	送風機	
(4)	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が3.75kW以上7.5kW未満のもの
(5)	木材加工の用に供する施設であって次に掲げるもの ア チッパー	原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のもの
	イ 帯のこ盤 ウ 丸のこ盤	原動機の定格出力が製材用のものにあつては、7.5kW以上15kW未満、木工用のものについては0.75kW以上2.25kW未満のもの
	エ かな盤	原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のもの
(6)	石材加工の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 切削機 イ 研摩機	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
(7)	冷凍機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
(8)	天井走行用クレーン又は門型走行クレーン	
(9)	研摩機	原動機の定格出力が0.75kW以上のもの

③ 振動発生施設(特定施設)

- ・ 騒音規制法に基づく施設(騒音規制法施行令別表第1より抜粋。)

項番号	施設名	要件(施設・規模)
1.イ	金属加工機械	液圧プレス(矯正プレスを除く)
1.ロ		機械プレス
1.ハ		せん断機(原動機の定格出力が1kW以上)
1.ニ		鍛造機
1.ホ		ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上)

2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上(冷凍機を除く)
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシーン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上
	コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上
6.イ	木工加工機械	ドラムバーカー
6.ロ		チップパー(原動機の定格出力が2.2kW以上)
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上
8	ゴム練用または合成樹脂練用のロール機	原動機の定格出力が30kW以上(カレンダーロール機を除く)
9	合成樹脂射出成形機	
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

④ 振動発生施設(届出施設)

- ・ 余市町公害防止条例に基づく施設(余市町公害防止条例施行規則別表第1より抜粋。)

番号	施設名	規模
(1)	圧縮機	原動機の定格出力が2.2kW以上7.5kW未満のもの
(2)	木材加工の用に供するチップパー	原動機の定格出力が0.75kW以上2.2kW未満のもの
(3)	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が3.7kW以上7.5kW未満のもの

⑤ ばい煙発生施設(届出施設)

- ・ 余市町公害防止条例に基づく施設(余市町公害防止条例施行規則別表第1より抜粋。)

番号	施設	規模
(1)	ボイラー(熱風ボイラーを含み熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	日本工業規格B8201及びB8203の伝熱面積5m ² 以上10m ² 未満のもので、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ未満のもの
(2)	燃料を使用する施設(熱源として電気又は廃熱を使用するものを除く。)であって、次に掲げるもの ア 加熱炉 イ 溶融炉 ウ 直火炉 エ 乾燥炉	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25ℓ以上50ℓ未満又は火格子面積が0.5m ² 以上1m ² 未満若しくは羽口面積が0.25m ² 以上0.5m ² 未満のもの
(3)	廃棄物焼却炉	火格子面積が1m ² 以上2m ² 未満又は焼却能力が1時間当たり100kg以上200kg未満のもの

⑥ 粉じん発生施設(届出施設)

- ・ 余市町公害防止条例に基づく施設(余市町公害防止条例施行規則別表第1より抜粋。)

番号	施設	規模
(1)	原材料等置場	面積が500m ² 以上1,000m ² 未満のもの
(2)	製綿機(古綿打ち直しも含み、原動機を用いるもの)	

⑦ 汚水等排出施設(届出施設)

- ・ 余市町公害防止条例に基づく施設(余市町公害防止条例施行規則別表第1より抜粋。)

番号	施設	規模
(1)	自動車燃料小売業及び自動車整備業の用に供する車両洗浄施設	自動式以外のもの
(2)	し尿浄化槽	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する処理対象人員301人以上501人未満のもの
(3)	石材加工の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 切削機 イ 研磨機	
(4)	公衆浴場〔公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条に規定するもの〕	
(5)	原料乳集荷場の洗罐施設	

⑧ 悪臭発生施設(届出施設)

- ・ 余市町公害防止条例に基づく施設(余市町公害防止条例施行規則別表第1より抜粋。)

番号	施設	規模
	ア 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの (ア)飼育施設 (イ)し尿施設 (ウ)飼料施設 イ 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の規定により知事が指定する区域にあっては、豚(生後6ヶ月未満のものを除く。)は10頭以上50頭未満、鶏(30日未満のひなを除く。)は、1,000羽以上5,000羽未満、指定区域外の区域にあっては豚は50頭以上250頭未満、鶏は2,000羽以上10,000羽未満を飼養又は収容するもの